

平成21年10月6日

保護者 様

春日井市立坂下中学校長
白川 裕章

非常時の登下校について（再）

このことについて、下記のとおりといたします。

学校でもその都度生徒に指導しますが、ご家庭でもお子さんとご確認いただき、非常時に備えていただきますようお願いいたします。（生徒手帳 P.10～13参照）

記

台風の場合

- 1 登校前に、愛知県西部または尾張東部地方に暴風警報が発令されている場合
 - (1) 午前7時までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行います。
 - (2) 午前7時より午前11時までに警報が解除された場合は、解除後、2時間を経てから授業を始めます。
 - (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の授業を中止とします。
* ただし、上記(1)(2)の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により、登校が危険な場合は、自宅待機させてください。その際、学校へご連絡ください。
- 2 登校後に、愛知県西部または尾張東部地方に暴風警報が発令された場合
 - (1) 生徒が安全に下校できると判断した場合は、授業を中止し、速やかに下校させます。その際、当日の給食を中止する場合がありますのでご了承ください。
 - (2) 状況判断により、帰宅が困難な場合は、危険がなくなるまで学校内の安全な場所に避難させることもあります。（地域的・部分的なこともあります）

地震、大雨、雷、大雪等の場合

- 1 登校前
ご家庭で登校が危険と思われる場合は、自宅待機させてください。その際、学校へご連絡ください。
- 2 登校後
状況判断により、帰宅が困難な場合は、危険がなくなるまで学校内の安全な場所に避難させることもあります。

東海地震注意情報・予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- 1 登校前
休校とします。自宅待機させてください。
- 2 登校中
その場から直ちに帰宅させます。ご協力ください。
- 3 登校後
状況を判断し、速やかに下校させます。（給食を中止する場合があります）
登校の再開は、緊急連絡網・メール等により、各家庭に連絡します。

その他

- 1 午前7時の段階で、愛知県西部地方または尾張東部地方に暴風警報が発令されている場合は、その日の給食は中止になります。
- 2 日頃から、緊急時の家族との連絡方法について確認しておいてください。

（TEL 坂下中学校 88-0019 Email sakashita-j@kasugai.ed.jp）